

## 4・5条許可申請書類一覧表

(正・副本 2通提出)

- 1 許可申請書-----所定の様式(正本、副本ともに押印要)
- 2 添付書類(副本はコピー可)
  - 事由書(用地の選定理由(他所の検討資料)、事業の概要等)
  - ① 土地の全部事項証明書(3ヶ月以内のもの・原本)-----法務局
  - ② 位置図-----住宅地図の写しに位置を表示
  - ③ 地籍図(公図)(3ヶ月以内のもの・原本)-----法務局  
※隣接地の地番が確認できるように取得ください。
  - ④ 見取図-----地籍図に隣接する地番、地目、所有者、耕作者を記入
  - ⑤ 固定資産税名寄帳-----市役所税務課
  - ⑥ 法人の場合---- 法人の登記事項証明書(3ヶ月以内のもの・原本)  
定款の写し(原本証明)  
事業計画書  
・ 市外の個人の場合---- 住民票の写し・原本(市内の場合は、不要)
  - ⑦ 農振法の農用地区域除外証明書-----市役所産業創造課
  - ⑧ 事業計画図  
・ 建築物がある場合(住宅・倉庫等)  
配置図、平面図、立面図(建築の申請と同じもの)、用排水計画図  
・ 建築物がない場合(資材置場・駐車場・太陽後発電設備等)  
土地利用計画図、用排水計画図  
※転用地に余り地が無いように計画してください。  
※太陽光発電設備を設置する場合は、「経済産業省が発行する設備認定通知書」  
※土地に高低差が大きく利用に制限を受ける等の場合は、断面図。
  - ⑨ 見積書-----事業に係る見積(転用事業者宛名のもの)・原本  
造成費、消費税の記載があるもの。用地取得費用を含める。
  - ⑩ 資金証明-----見積書を充たす金融機関の残額証明、融資証明等・原本  
( 転用事業者以外の残高証明書等は、承諾書が必要です。)
  - ⑪ 同意書  
・ 水利権者の同意(区長等)  
・ 隣接農地の所有者、耕作者の同意
  - ⑫ 土地改良区の意見書  
・ 東播土地改良区-----小野・市場(大島町を除く)・大部・下東条地区  
・ 加古川西部土地改良区---復井町・西山町・青野ヶ原町・河合中町・河合西町  
・ 三井堰土地改良区-----新部町・三和町・旭町・粟生町・昭和町

⑬ 無断転用の場合

- ・ 始末書及び現況写真(申請箇所を赤色で表示)  
( 申請者の自筆のサイン、押印 )

⑭ 他法令の手続きを要する場合は手続き済であること書類

※ 都市計画法第43条等の手続きが必要な場合、申請書に受付印が押印された写し

※ 市街化調整区域で、農家住宅・農業用倉庫等を建築する場合は、当委員会が発行する農業者証明書を添付して、都市計画法施行規則第60条の申請が必要です。

※ 市道・里道等に接している場合は、道路管理者と協議してください。

⑮ 抵当権・仮登記がある場合は、権利者の同意書

⑯ 行政書士へ委任される場合は、委任状。

⑰ その他参考資料

その他確認する際に必要な資料  
県進達後に求められる必要なもの。

⑱ 一時転用の場合に必要な追加添付書類(副本はコピー可)

- ① 農地復元の確約書
- ② 着工から農地復元までの工程表
- ③ 見積書(復元までの)
- ④ 資金証明(復元までの)
- ⑤ 事業計画書
- ⑥ 賃貸借契約書

---

☆許可前の事前着工はできません。

転用の許可申請は、許可までに約2ヶ月の期間を要します。

※ 受付締め切りは、毎月10日です。閉庁日に該当する場合は、その前の閉庁日になりますので、ご注意ください。

※ 毎月委員会が、原則21日にあります。当日の午前中に現地での立会い(要同席)がありますので、その際くい等で申請範囲がわかるようにお願いします。

具体的な委員会日程についてはホームページ等で確認ください。

※地籍図(公図)は、「登記情報提供サービス」で取得した不動産登記情報(地図・図面)を印刷したものに、図面情報に相違ない旨、情報を入手した者の住所、氏名を記載し押印したもので可。